

アジャイル開発向けモデル取引・契約書

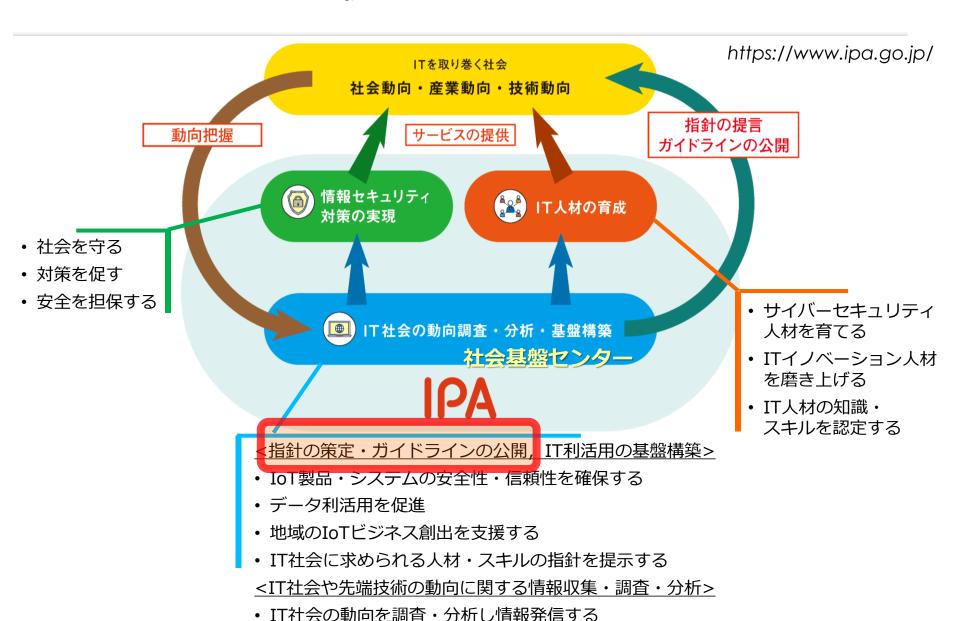
~アジャイル開発への共通理解に向けて~

2020年10月16日 2020年12月28日 一部改 JFPUG総会

独立行政法人情報処理推進機構(IPA) 社会基盤センター 山下 博之

(プロローグ) IPAの役割





本日, お話しすること



デジタルトランスフォーメーション (DX) の時代においては、ますます激しくなるビジネス環境の変化への俊敏な対応が求められる。そのDX 推進の核となる情報システムの開発では、技術的実現性やビジネス成否が不確実な状況でも迅速に開発を行い、運用時の技術評価結果や**顧客の反応**に基づいて素早く**改善を繰り返す**という、仮説検証型のアジャイル開発が有効となる。このような観点から、同省が2018年9月に公開した「DXレポート」では、DXの進展によるユーザ企業とベンダ企業の役割変化などを踏まえたモデル契約見直しの必要性が指摘された。

そこで、IPAは、ユーザ企業・ベンダ企業双方がアジャイル開発の特徴を理解した上で、価値の高いプロダクトの開発を目指して両者が緊密に協働しながら適切に開発を進めることができるよう、ユーザ企業、ベンダ企業、業界団体、法律専門家の参画を得て、アジャイル開発を外部委託する際のモデル契約について検討を行い、アジャイル開発版「情報システム・モデル取引・契約書」を2020年3月31日に公開した。

本日は、DXの推進を背景にIPAが作成・公開したアジャイル開発版「情報システム・モデル取引・契約書」について、その構成と契約書ひな型の特徴等を、その想定するアジャイル開発の進め方とともに説明する。

内容



- 1. 背景: DXの推進
- 2. モデル取引・契約書の構成
- 3. 想定するアジャイル開発
- 4. 契約書のひな型
- 5. おわりに

DXレポート*とモデル契約



* DXレポート 〜ITシステム「2025年の崖」克服とDXの本格的な展開〜 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/digital_transformation/20180907_report.html

2.4 ユーザ企業とベンダー企業との関係

- ■ユーザ企業とベンダー企業の責任関係
- ユーザ企業は、システム開発を内製で賄いきれず、ベンダー企業に業務委託するケースがほとんどである。その場合、「請負契約」や「準委任契約」が適用される。契約に当たっては、ユーザ企業とベン <u>ダー企業との間の責任関係や作業分担等が明確</u>になっていない。その結果、損害賠償請求の訴訟などの トラブルに発展するケースもあり、そのような場合、さらに多くの時間とコストを要することとなる。
- ■アジャイル開発における契約関係上のリスク
- 今後、DXを実行していく上で、要求仕様が不明確な状態で小刻みな開発を繰り返すことで具体化していくような案件もある。このような案件では、開発手法として従来のウォーターフォール開発ではなく、アジャイル開発の方が適している場合がある。しかし、そのような開発方法に沿った契約形態が整備されていないという課題がある。

3.4.3 ユーザ企業とベンダー企業の新たな関係

ユーザ企業、ベンダー企業がそれぞれその役割を変化させていく中で、ユーザ企業とベンダー企業の間で 新たな関係を構築していく必要がある。契約面においても、必要な見直しを行う。

【対応策】

- (1) ユーザ企業とベンダー企業間における契約
- ① ウォーターフォール型の開発に関する契約
- <u>既存の</u>ウォーターフォール型の開発に関する<u>モデル契約</u>は、既存システムの再構築を想定したものに なっていないため見直しを行う必要がある。
- ② ユーザ企業におけるアジャイル開発に関する契約
- アジャイル開発を想定したシステム開発・運用に関するベンダー・ユーザの責任問題、モデル契約等を 整理するガイドラインの策定が必要である。

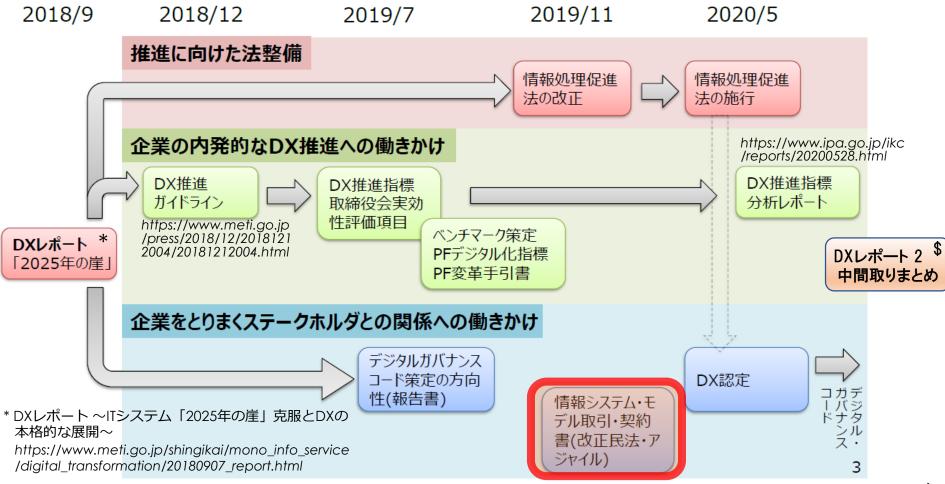
DX推進施策 (経済産業省)



DX推進施策の展開

<出典>情報産業を巡る最近の状況について,2020年9月2日,経済産業省商務情報政策局情報産業課. * デジタルトランスフォーメーションの加速に向けた研究会の中間報告書『DXレポート2(中間取りまとめ)』 を取りまとめました https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201228004/20201228004.html

● DXレポートを出発点に、企業の内部・外部への働きかけを法整備を含めて実施



©2020 IPA, Japan

2020-10-16 JFPUG総会

モデル契約の変遷



ウォーターフォール型開発向け

重要インフラ・ 企業基幹システ ムの受託開発

2007年4月(経産省) 情報システム・モ デル取引・契約書 第一版

2019年12月 (IPA) 民法改正を踏まえた、 第一版の 見直し整理反映版

2020年12月 (IPA) 情報システム・モ デル取引・契約書 第二版

民法改正以外の論点

パッケージ利用 の中堅企業/自 治体等システム の受託開発

2008年4月(経産省) 追補版

追補版

追補版

アジャイル型開発向け

2012年3月(IPA) 非ウォーター フォール型開発に 適したモデル契約書

★DXレポート* 2018年9月

改正民法施行 2020年4月

2020年3月 (IPA) アジャイル 開発版

> https://www.ipa.go.jp/ikc/reports /20200331 1.html

AI応用システム開発向け

 \sim PoC \sim

2018年6月(経産省)

AI・データの利用 に関する

契約ガイドライン 1.1版

2019年12月

https://www.meti.go.jp/s hingikai/mono info servi ce/digital transformatio n/20180907_report.html_

2020-10-16 JFPUG総会

DXとアジャイル開発



DXの定義(「DX推進ガイドライン」*)

「企業が<u>ビジネス環境の激しい変化に対応</u>し、<u>データとデジタル技術</u>を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを<u>変革</u>するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を<u>変革</u>し、<u>競争上の</u>優位性を確立すること」



DX推進の核となる情報システムの開発

技術的実現性やビジネス成否が不確実な状況でも迅速に開発を行い、運用時の技術評価結果や顧客の反応に基づいて素早

く**改善を繰り返す**,仮説検証型の







^{*} デジタルトランスフォーメションを推進するためのガイド(DX推進ガイドラン)を取りまとめました. 2018年12月12日. https://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181212004/20181212004.html

アジャイル開発と契約



ユーザ企業・ベンダ企業双方が<u>アジャイル開発の特徴を理解</u> した上で、価値の高いプロダクトの開発を目指して両者が<u>緊</u> <u>密に協働</u>しながら適切に開発を進める

相互にリスペクトし、<u>密にコミュニケーション</u>しながらプロダクトのビジョンを共有して開発を進める

双方が、ウォーターフォールモデルを中心とする伝統的なシステム開発のスタイルにとらわれることなく、場合によっては開発に関する考え方や当事者の役割分担を大きく見直しながら、アジャイル開発に適した体制を構築



アジャイル開発の採用にあたっては、以上の特徴を踏まえて 適切な契約のもとに開発を行うことが重要

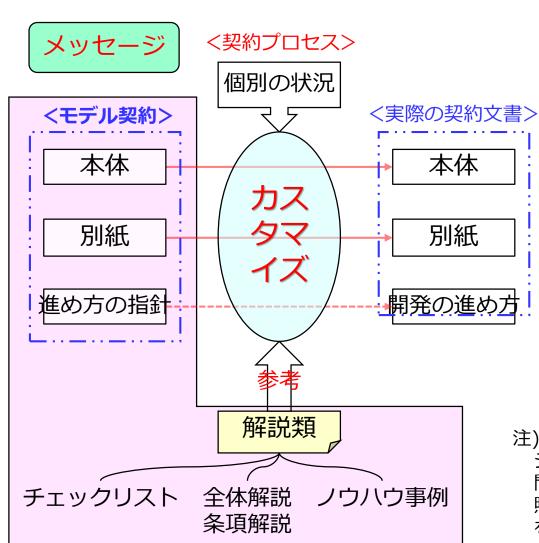
内容



- 1. 背景: DXの推進
- 2. モデル取引・契約書の構成
- 3. 想定するアジャイル開発
- 4. 契約書のひな型
- 5. おわりに

モデル契約の構成と利用イメージ





モデル契約の

<u>本体,別紙,進め方の指針に</u> 記載する事項:

標準的な開発モデル・前提条件に対応した,1つのひな型

解説に記載する事項:

各条項の趣旨説明、適用の具体例、適用に際しての留意点の他、モデル契約の想定から外れる場合における対応の在り方,など

注) "開発の進め方"とは、当該開発におけるアジャイル開発の進め方等について、受発注者間で認識を合わせるため、契約書本体から参照される文書、たとえば、社内開発標準などを使うことができるし、本モデル契約の「進め方の指針」を加筆・修正して使うこともできる。

契約の前にアジャイルへの理解を深める



DX対応モデル契約見直し検討WGからの「メッセージ」

事例のヒアリング等を進める中で、アジャイル開発が失敗してトラブルになる原因は、例えばプロダクトオーナーが適切に職責を果たさず開発が停滞するなど、(とりわけユーザ側に)アジャイルに関する正しい理解がないままに開発を進めていることにあるということがよく聞かれた。アジャイル開発を普及させるには、契約の適正化とともに、アジャイル開発が適する条件やその適切な進め方そのものに関する理解を得るための啓発が重要である。

→モデル契約と合わせて、アジャイル開発に対する理解を深 めるための啓発メッセージも発信していく。

内容



- 1. 背景: DXの推進
- 2. モデル取引・契約書の構成
- 3. 想定するアジャイル開発
- 4. 契約書のひな型
- 5. おわりに

想定する開発のプロフィール



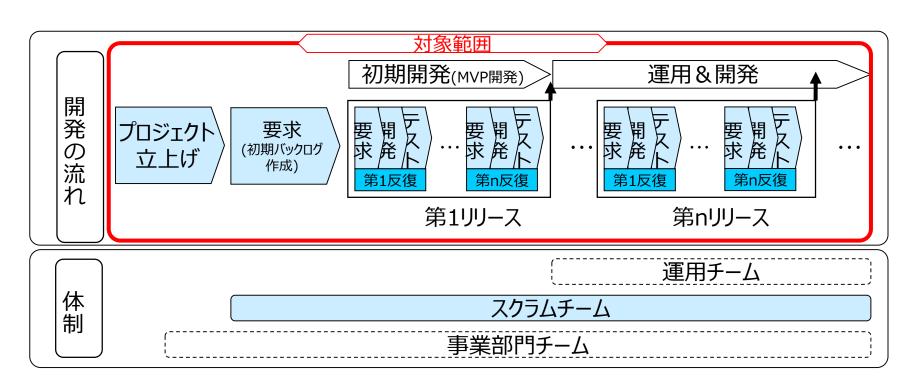
項目	想定
ユーザ企業の準備	経営上のニーズや解決すべき課題(プロジェクトの目的)、開
	発対象プロダクトのビジョンが明確
ユーザ企業の知識	アジャイル開発及びスクラムに関する基礎的な理解あり
契約	単一の準委任契約
開発手法	スクラム
開発体制	単一のスクラムチームであり、プロダクトオーナーはユーザ企
	業が、スクラムマスターはベンダ企業がそれぞれ選任
開発チーム	ベンダ企業のみ、又はベンダ企業とユーザ企業の混成
開発規模	1つのスクラムチームで開発できるような、比較的小規模なもの
開発の進め方	「アジャイル開発の進め方」* をベースとした「アジャイル開
	発進め方の指針」による
開発プロセス	初期開発〜運用時の開発。開発に入る前にプロダクトオーナー
	と開発チームの間で協議を行い、初期バックログを作成
開発期間	有期(必要に応じて延長)
システム稼働環境	特に限定しない

^{* 「}アジャイル開発の進め方」

想定する開発の対象範囲



「プロジェクト立上げ」~「初期開発」及び「運用&開発」(ただし、 開発部分のみ)の範囲

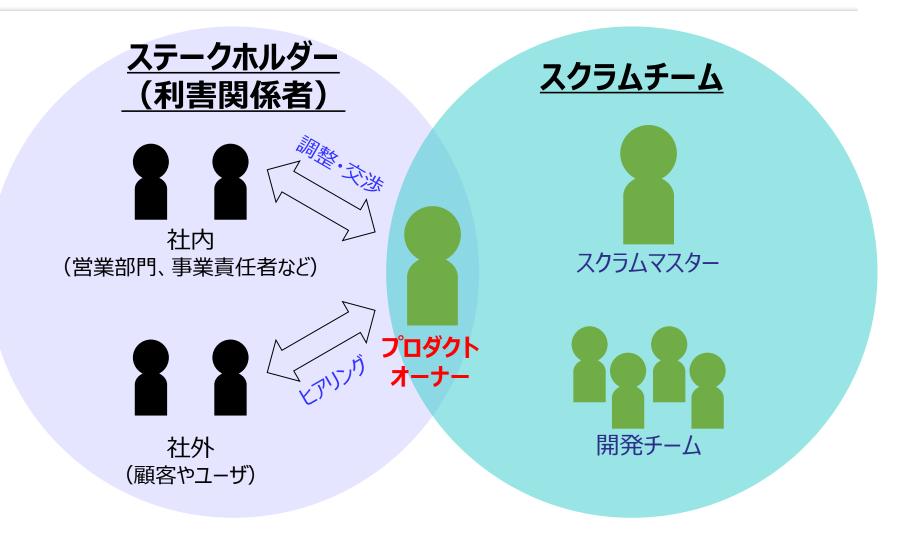


プロジェクト立上げ時にスクラムチームを編成し、ユーザ側の事業部門内のチームと連携を図りながら、開発を進めていく。第1リリース後、運用チームを編成し、スクラムチームと連携しつつ、継続的にリリースする。

(MVP開発:実用最小限のプロダクト (Minimum Viable Product) を開発すること)

想定する開発体制





想定するスクラムチームの体制

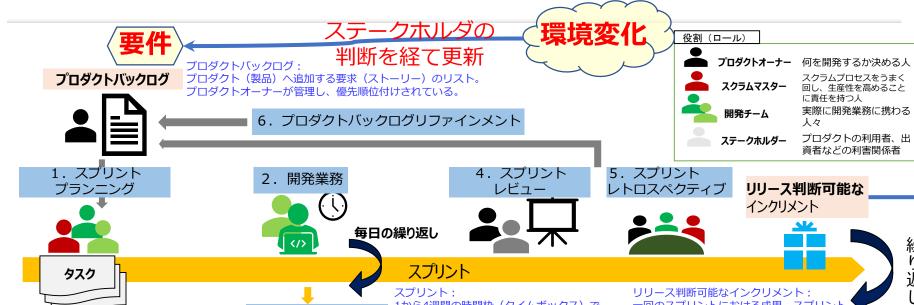


スクラムチームの体制は、 ユーザ企業側とベンダ企業側で役割(ロール)を分担して構築

	役割(ロール)	ユーザ 企業側	ベンダ 企業側	補足
スクラムチーム	プロダクトオーナー			プロダクトオーナーはユーザ企業 側がアサインする。
	スクラムマスター		0	スクラムマスターはベンダ企業側 がアサインする。
	開発チーム			開発チームはプロジェクト特性に 応じて双方からアサインする。 (ユーザ企業側からのアサインが ないこともある。)

想定するスクラムの概要





スプリントバックログ: そのスプリント期間中に行うタスクのリスト

スプリント**バックログ**

3. デイリースクラム

1から4週間の時間枠(タイムボックス)で、 予定されている機能が完成できなくても延長 されることはない。

一回のスプリントにおける成果。スプリント 終了時に、「リリース判断可能」の状態。

<開発を進める際の基本的な行動>

1	スプリントプランニング	プロダクトバックログから今回のスプリントで扱うバックログを 抜き出し、タスクに分解。タスクを時間で見積もり、スプリント バックログを決定。
2	開発業務	コーディング作業だけでなく、スプリントバックログを完了させ るための幅広い作業の集合体。
3	デイリースクラム	開発チームが全員の活動状況を共有。毎日短時間(15分)で、チームメンバーが、①昨日やったこと、②今日やること、③困っていること、を順に確認。
4	スプリントレビュー	スプリントの終了時、プロダクトオーナー出席のもと、出来上 がったプロダクトをデモンストレーション。
5	スプリントレトロスペク ティブ(ふりかえり)	スプリントレビュー後に、今回のスプリントを振り返り、要改善 点を確認。
6	プロダクトバックログリ ファインメント	次回以降のスプリントに向け、プロダクトバックログ項目を見直し。

	プロセスの コンセンサス	アジャイル開発の進め方(下記内容)や役割分担について理解し、合意する。
	プロダクトの コンセンサス	スクラムチーム(ユーザ、ベンダを含む)内で、各メンバーの 専門知識や経験に基づき、開発対象プロダクト内容あるいは開 発手法等(ビジネスニーズ、ユーザビリティ、技術的実現性、 開発規模/期間見積もり、等)に関する情報交換、意見交換等 のコミュニケーションを自由に行いながら、プロダクトバック ログからスプリントバックログを抽出・作成し、合意する。そ の後、バックログの内容を開発タスク群に分割する。
	自律的なワーク	開発チームの各メンバーは、開発ボードに掲示された未着手の開発タスク群のうちから、自身の得意分野や経験等を考慮しつつ、自発的に1個を選択し、開発を行う。各メンバーは開発終了後、同様に、次の開発タスクを選択し、開発を行う。開発タスクがなくなるまで、あるいはイテレーションの期間が終了するまで、上記を繰り返す。
IFF	例外対応 PUG総会	開発中に問題が生じた場合には、スクラムチーム内で話し合い、 その解決に努める。チーム内での解決が困難と判明した場合に は、上位会議体にエスカレーションする。

©2020 IPA, Japan

2020-10-16 JI

繰り返し

内容



- 1. 背景: DXの推進
- 2. モデル取引・契約書の構成
- 3. 想定するアジャイル開発
- 4. 契約書のひな型
- 5. おわりに

モデル契約書(契約書ひな型)の特徴(1/2) IPA

- アジャイル開発特有の概念やプロセスを契約に反映
- 契約で規定することによりアジャイル開発の柔軟さや 自律性が損なわれないよう配慮

●準委任契約を前提

アジャイル開発の特徴からすれば、あらかじめ内容が特定された成果物を予定したとおりに完成させることに対して対価を払う請負契約よりも、<u>業務を受託したベンダ企業が専門家としての注意義務を果たしながら業務を遂行することそれ自体に対価を支払う準委任契約の方が馴染み易い</u>

●スクラムを前提

スクラムチームの構成員(プロダクトオーナー、スクラムマスター、開発者) の役割やバックログの作成、変更等といったアジャイル開発特有の内容の規定

●「アジャイル開発進め方の指針」 両当事者が認識合わせを行うための資料を、開発の進め方の指針として参照

モデル契約書(契約書ひな型)の特徴(2/2) IPA

● 2 段階の変更手続き

- 開発対象の大枠を変えない程度の変更:バックログの追加・変更というアジャイルプロセスの中で実施
- 開発対象の大枠の変更:契約内容の変更として変更管理手続きの対象となり、スクラムチーム以外の責任者も含めた変更協議を行い書面で変更合意書を締結

●問題解消協議へのエスカレーション

相手方の業務従事者(プロダクトオーナー、スクラムマスター、開発者)がその役割を十分に果たさない場合や、スクラムチームの体制に不足がある場合など、 プロジェクトの遂行が困難となる問題が生じ、スクラムチーム内での解消が困難 な場合には、相手方に対してスクラムチーム以外の責任者も含めた問題解消のための協議を求める

●個別具体的内容は「別紙」で

- 本契約の当事者となるユーザ企業及びベンダ企業の<u>権利義務</u>に関する規定は、<u>契</u> <u>約書本体</u>に列挙
- (一部のオプション条項を除き)個別具体的な<u>案件の内容に合わせて取り決める</u> 必要がある部分は、別紙に記載

アジャイル開発進め方の指針



アジャイル開発の進め方について、指針として参照

- ・アジャイル開発においては、進め方を固定してしまうのではなく、スクラム チームが自らの特性やプロジェクトの内容<u>に合わせて最適な進め方を模索</u>し、<u>柔</u> 軟かつ自律的に改善を行っていくことが推奨
- ・アジャイル開発の捉え方も派生的な部分については<u>企業によって異なり</u>、企業 ごとの創意工夫が加えられていることが想定
 - → 契約において進め方を明記し、固定してしまうことは、アジャイル開発の柔 軟さや個別性を減殺
 - ← 開発の進め方の基本的な部分は、あらかじめ両当事者の認識を合わせておか なければ、円滑な進行ができず、トラブルになる恐れ



両当事者が認識合わせを行うための資料として進め方指針を用意

- ・進め方に関する両当事者の認識を共有するためのもの
- ・進め方に関する契約の解釈時に、当事者の合理的な意思を推測させるもの
- ●基本的な内容を入れたサンプルを提供
 - → 必要に応じてプロジェクトごとに<u>カスタマイズ</u>
 - → 各社がこれに類するもの(例: アジャイル開発標準)を既に保有していれば、 それに差し替え

契約時の事前確認(チェックリスト)



契約を締結する前にチェックを行い、不足があれば対応策を講じる

- ・アジャイル開発を円滑に進めるため、契約締結に先立ち、<mark>開発のための条件の</mark> <u>充足性を確認</u>し、不足部分はそれを補うための対策を実施
 - プロジェクトの目的・ゴールは明確か
 - 開発対象プロダクトのビジョンは明確か
 - ユーザ企業及びベンダ企業がそれぞれアジャイル開発の内容を理解しているか
 - 開発対象プロダクトが真にアジャイル開発に適したものであるか
 - 開発にあたり必要な初期計画ができているか
 - 開発のために必要な体制を整えることができるか,等



円滑な開発のための条件の充足性を事前に確認するための<u>チェックリスト</u>を提供

契約前チェックリスト



項目	(契約に際しての)チェックポイント
1. プロジェクトの	プロジェクトの目的(少なくとも当面のゴール)が <mark>明確</mark> であるか
目的・ゴール	ステークホルダー の範囲が明確になっているか
	目的についてステークホルダーと認識が <mark>共有</mark> されているか
2. プロダクトの	開発対象プロダクトのビジョンが <mark>明確</mark> であるか
ビジョン	プロダクトのビジョンについてステークホルダーと認識が <u>共有</u> されているか
3. アジャイル開発	プロジェクトの関係者(スクラムチーム構成員及びステークホルダー)がア
に関する理解	ジャイル開発の <mark>価値観</mark> を理解しているか
に関する珪件	プロジェクトの関係者が <u>スクラム</u> を理解しているか
4. 開発対象	開発対象がアジャイル開発に <u>適して</u> いるか
4. 刑元入)	1 チーム(最大で10名程度)の継続的対応にて、開発可能な <mark>規模</mark> であるか
	プロジェクトの初期計画が <u>立案</u> されているか
	プロジェクトの基礎設計が行われているか
5. 初期計画	<u>完了基準</u> 、品質基準が明確になっているか
	十分な <u>初期バックログ</u> があるか(関係者間で初期の <u>スコープの範囲</u> が合意でき
	ているか)
6. 契約に関する理解	本契約が <u>準委任</u> 契約であることを理解しているか
フ /太生 (++ : 呂)	ユーザ企業とベンダ企業の <mark>役割分担</mark> を理解しているか
7. 体制(共通)	今回のプロジェクトにおける <u>体制</u> を理解しているか
8. ユーザの体制	適切な <u>プロダクトオーナー</u> を選任し、 <u>権限委譲</u> ができるか
6. 土一りの作前	ユーザ企業としてプロダクトオーナーへの <mark>協力</mark> ができるか
	アジャイル開発の経験を有する <u>スクラムマスター</u> が選任できるか
9. ベンダの体制	必要な能力を有する <mark>開発チーム</mark> を構成できるか
	開発チームを <mark>固定</mark> できるか
2020 IPA, Japan	2020-10-16 IFPUG総会

©2020 IPA, Japan 2020-10-16 JFPUG総会 2020-10-16 JFPUG総会

契約書のひな型(本文)



アジャイル開発に関わる条項

第1条(目的)

第2条(アジャイル開発方式)

第3条(体制)

第4条(発注者の義務)

第5条(受注者の義務)

第6条(変更管理)

第7条(問題解消協議)

第8条(契約期間及び更新)

第9条(文書作成)

一般的条項

第10条 (実施業務の確認)

第11条 (委託料及び支払方法)

第12条(発注者が受注者に提供する資料等

及びその返還)

第13条(再委託)

第14条(秘密情報の取扱い)

第15条(個人情報の取扱い)

第16条(特許権等の帰属)

第17条(著作権の帰属)

第18条(第三者ソフトウェアの利用)

第19条(FOSSの利用)

第20条 (知的財産権侵害の責任)

第21条(損害賠償)

第22条(解除)

第23条(権利義務譲渡の禁止)

第24条(協議)

第25条(和解による紛争解決・合意管轄)

契約書のひな型(別紙)



個別具体的な案件の内容に合わせて取り決める必要がある部分を記載

- 1. 本プロジェクト
- 2. 開発対象プロダクト
- 3. スケジュール マイルストーンレベル
- 4. 体制(スクラムチーム構成)
- 5. 会議体
- 6. 本件業務の内容及び役割分担
- 7. 本契約の有効期間
- 8. 委託料及び支払方法
- ・下請法が適用される場合の対応
- ・インセンティブとしての成果報酬型 を採用する場合には,ここに記載

- ・ユーザ企業が、開発するプロダクトを用いてどの ような目的を達成したいのかを記載
- ・ユーザ企業内のステークホルダー及びベンダ企業 との間で達成すべきゴールについて認識を共有

開発対象とするプロダクトの大枠を記載

各社の業務体制:

役割(プロダクトオーナー、スクラムマスター、開発者、等),求められる経験・スキル,想定人数・稼働率,基準単価

会議名(例:スプリントプランニング、デイリースクラム、スプリントレビュー、スプリントレビュー、スプリントレトロスペクティブ、バックログリファインメント)、開催日、会議目的、備考

別紙にも法的拘束力あり

第1条(目的)



- ・アジャイル開発方式
- ・準委任

アジャイル開発の特徴*から、準委任契約が馴染みやすい

- 請負契約 : あらかじめ内容が特定された成果物を予定した通りに完成

- 準委任契約:専門家としての注意義務を果たしながら業務を遂行することを義務付ける

- * 開発プロセスの中で、開発する機能の追加・変更や、その優先順位の変更が生じる
 - → 当初は開発予定となっていた機能も、ビジネス環境の変化やユーザ企業内部のニーズの 変化等に応じ、プロダクトの内容に責任を持つユーザ企業の判断で開発対象から外す
 - → プロダクトを一旦リリースした後も、利用者からのフィードバックに対応する等して、 さらなる機能追加や改善が行われる
- (注) 受任者であるベンダ企業には、契約の本体及び別紙で定められた範囲内で、 誠実に自らの役割を果たしてプロダクト開発を進める善管注意義務

(参考) 請負契約のリスク

- ① 対価(見積り時に固定)と実際(やってみて)の工数が大きく乖離するリスク
- ② ユーザ企業とベンダ企業の利害(変化への対応意識)が対立するリスク

(参考) 請負契約を用いる場合の注意点

・仕様確定部分に限定して契約、等

第2条(アジャイル開発方式)



- ◆アジャイル開発方式の詳細は、当事者やプロダクトの特性に応じて差違がある → 契約書本体に明記して固定せず、「アジャイル開発進め方の指針」に記載
- ◆共通する基幹的な要素は、契約書本体で明確に定めておくべき
- ·第1項 アジャイル開発方式…スクラム
- ・第2項 開発対象プロダクト…別紙記載
- ・第3項 プロダクトバックログの作成…要求事項(機能要件、非機能要件)
- ・第4項 プロダクトバックログの変更…権限・責任はユーザ企業、提案・協議は誰でも
- ・第5項 スプリントバックログの作成…スプリント、合意内容を記録
- ・第6項 アジャイル開発進め方の指針…契約書本体と同様の拘束力は持たせない*
 - * 紛争に発展した場合には、契約書本体及び別紙の記載と併せて、当該指針が進め方に 関する当事者の意思を合理的に解釈するための指針としても機能

(参考) ユーザ企業によるプロダクトバックログの作成

- ・プロダクトオーナーが開発チームと協議
- ・ベンダ企業や外部コンサルタントとの間で契約を締結し、ワークショップ等を実施

(参考) プロダクトバックログに含める非機能要件の例

- ・セキュリティ要件 … ベンダ企業に善管注意義務
- ・リファクタリング
- ・文書(仕様書等)作成 → 第9条

第3条(体制)



- ·第1項 役割分担と協力義務…別紙記載
- ・第2項 業務従事者の選任…別紙記載の体制に基づく
- ・第3項及び第4項 実施責任者の選任、業務従事者に対する指揮命令…
- ユーザ企業・ベンダ企業が、各々、<u>実施責任者</u>(例:PO・開発者の一人が兼任)を選任
- 指示、要請、依頼等の連絡は、<u>各企業の実施責任者を介する</u>(自らの業務従事者に対し、 業務の遂行、労務管理及び安全衛生管理等に関する一切の<u>指揮命令</u>を行う)
- ·第5項 業務従事者の交代…通知と引継ぎ

(参考) 偽装請負 → 後述

・アジャイル開発で想定される様々なコミュニケーションが、「業務の遂行に関する指示その他の管理」に該当するか否か?

(参考) 「実施責任者」についての議論

- ・実施責任者の業務量が多い場合や、現場に不在となる場合にも対応できるよう、主たる実 施責任者に追加してサブの実施責任者を選任することも考えられる
- ・アジャイル開発の開発チームでは、各メンバが互いに対等な関係で提案や助言を行い合う ことで開発を進めるため、そうした提案や助言まで「実施責任者」を通さなければならな いとすることは、アジャイル開発の実態にそぐわないのではないか?

第4条 (発注者の義務)



- ·第1項 準委任契約に基づく義務…情報提供、意思決定
- ・第2項 プロダクトオーナーの選任…発注者(ユーザ企業)がPOを選任
- ・第3項 プロダクトオーナーの役割…POへの権限移譲、POの行為責任はユーザ企業に
 - ① スクラムチームに対して開発対象プロダクトのビジョンや意義を示し、開発対象プロダクトの価値を最大化するよう努めること
 - ② プロダクトバックログの作成及び優先順位の変更を行うこと
 - ③ 出席を要する会議体に出席すること
 - ④ 開発対象プロダクト(開発途中のものも含む。)に対するステークホルダー (開発対象 プロダクトの利用者、出資者等の利害関係者)からのフィードバックを提供すること
 - ⑤ 開発対象プロダクトの<u>完成確認</u>及びプロダクトバックログに含まれる個々の<u>要求事項の</u> <u>完了確認</u>を行うこと
 - ⑥ 本件業務を遂行するために受注者が必要とする<u>情報提供</u>及び<u>意思決定</u>を適時に行うこと
 - ⑦ 本件業務が円滑に遂行されるよう、ステークホルダーとの調整を行うこと

(参考) <u>PO補佐</u>

- ・ユーザ企業がアジャイル開発に慣れておらず、社内にPOの役割を全うできる人員がいない場合には、ベンダ側にPO補佐の人員を出してもらい、補助してもらう
- ・ユーザ企業が主体的に開発対象の管理・変更に関わる必要があるため、プロダクトに対して責任を持つPOの職務自体をベンダ側に委ねるべきでない(責任はユーザ企業のまま)

第5条 (受注者の義務)



- ・第1項 準委任契約に基づく義務…善管注意義務、プロダクトの完成義務は負わない
- ・第2項 開発対象プロダクトの価値を高めるべく努める義務…アジャイル開発特有
 - プロダクトバックログの内容及び優先順位に関する助言
 - 開発スケジュールの見通し、開発対象プロダクトの技術的なリスクに関する説明、等
- ・第3項 スクラムマスターの選任
- ・第4項 スクラムマスターの役割…業務の円滑遂行、SMの行為責任はベンダ企業に

(参考) 契約不適合(旧民法における、瑕疵担保)責任

- ・開発対象プロダクトの不具合、セキュリティ等の非機能要件の不備等に対しても、ユーザ 企業はベンダ企業に対して、成果物に関する<u>契約不適合責任</u>を追及できない
- ・問題がベンダ企業の善管注意義務違反によるものである場合には、ユーザ企業はベンダ企業に対して<u>損害賠償請求</u>をすることができる

(参考) 善管注意義務

- ・情報システムやソフトウェアに関する<u>専門家として通常要求される水準</u>に見合う仕事
- ・ユーザ企業による適切な判断・決定の支援に<u>必要な情報の提供</u>(開発対象プロダクトの内容を決するプロダクトバックログの項目やその優先順位を検討する際の、専門家の観点からの助言、開発スケジュールの見通し、対象プロダクトの技術的リスクに関する説明)

(参考) プロジェクトマネジメント

・あくまでスクラムチーム全体で行われるもの、ベンダ企業だけが責任を負うわけではない

第6条(変更管理)



準委任契約であり、別紙で定める開発対象プロダクトの範囲内で、開発する機能 の追加・変更や、その優先順位の変更が柔軟に行われるものの、

契約書本体又は別紙の記載内容を変更せざるを得ないような事態を想定

- ・第1項変更協議の申入れ…書面で開催要請
- 第2項 協議の応諾…速やかに応じる
- ·第3項 協議の実施…変更の目的、対象、可否、影響等を、誠実に検討
- •第4項 協議の出席者…双方の責任者等が出席、相手方出席者の要請可
- ・第5項 変更合意書…双方の記名押印により有効
- ・第6項解除…一定期間で合意に至らない場合、書面による通知で契約解除、委託料の支払い
- ·第7項 損害賠償…損害賠償請求可
- ・第8項 進め方の指針の変更…スクラムチームの合意により変更可、署名付き議事録作成

(参考)解除に関する議論

- 一方的な都合による解除をを許容するのではなく、合理的な理由が必要ではないか?
- ・解除の可否が不明確となりプロジェクトが膠着状態となることは避けるべき
- ・既に当事者間の信頼関係が失われている状況では、正常な開発の継続は困難

(参考) 連絡協議会

・大規模な開発を行うような場合で、プロジェクト全体の進捗確認やリスク管理を行うために必要な場合には、定例の連絡協議会を設置することも考えられる

第7条(問題解消協議)



スクラムチーム内では解消が困難な、 プロジェクトの円滑な遂行に影響する問題*の発生を想定

- ·第1項 問題解消協議の申入れ…書面で開催要請
- 第2項協議の応諾…速やかに応じる
- ・第3項 協議の実施⋯誠実に
- ・第4項 協議の出席者…双方の責任者等が出席、相手方出席者の要請可
- ・第5項解除…一定期間で合意に至らない場合、書面による通知で契約解除、委託料の支払い
- ·第6項 損害賠償…損害賠償請求可

* 例えば、プロダクトオーナー等の人選に問題があり、本来果たすべき役割が果たされないためにプロジェクトの進行が停滞すること

第8条 (契約期間及び更新)



一般の契約と同様

アジャイル開発の場合、初期リリース後の運用中の継続的開発の場合、等 (DevOps)

(参考) 契約期間の考え方

・リスク低減のため、契約期間をあまり長くしない

第9条(文書作成)



仕様書等の開発対象プロダクトに係る文書の作成を求める場合には、 要求事項の一つとしてプロダクトバックログに加える

(参考) アジャイル開発における文書作成

- ・プロダクトの内部構成の把握や将来的なメンテナンス等のために必要な設計書等を作成
- ・要求事項の一つとしてプロダクトバックログに加え、作成に必要な時間を明示的に確保
- ・一通りの開発が終わった段階でまとめて作成する方法や、文書作成専任の業務従事者を置いて開発と並行して文書作成を行う方法、等

(偽装請負に関する議論の紹介) 1/2



明確な基準値(ボーダーライン)がある訳ではない.

疑念は,担当者(開発部門,企業法務部門,労働基準監督署,等)の裁量 /<u>考え方による部分</u>*がある.最終的には,所管官庁及び裁判所が判断.

- * (1) 企業法務部門(担当者)のリスク感度に依存する例: アジャイル開発は労働者派遣契約でないとできないとの社内ルール(大手企業)
 - (2) 所管官庁担当者の考え方による例: ユーザ企業メンバとベンダ企業メンバとの机が隣り合わせであることに対する指摘

(参考) 主な議論

- ・ユーザ企業からベンダ企業(ベンダ企業側開発メンバ等)に対する「業務の遂行に関する 指示その他の管理」は、「対等な当事者の協働」というアジャイルの本質に反する
- ・「実施責任者」が行う「業務に関する指示、要請、依頼等の連絡」は、主に労働時間や休日、職場環境の制約といった労働関係に影響を与える事項が想定されるべきであり、開発 チームのメンバ間での助言、提案等を想定すべきではない
- ・アジャイル開発といえども、受発注関係を前提とする以上、発注者であるユーザ企業側の 立場が強いため、実施責任者を介さない直接のコミュニケーションが指揮命令に当たらな いといえる場合は、本当に対等な、ある意味例外的な場合に限られるのではないか

偽装請負: 書類上、形式的には請負(委託)契約なのに、実態は労働者派遣であるもの * 請負とは「労働の結果としての仕事の完成を目的とするもの」だが、派遣との違いは、 発注者と受託者の労働者との間に指揮命令関係が生じないことがポイント

(厚生労働省東京労働局ホームページより)

(偽装請負に関する議論の紹介) 2/2



(商品の製造の文脈における、偽装請負への該当性についての整理を考慮すれば)

アジャイル開発の本質に即したコミュニケーションは、ユーザ企業の注文主としての意思決定の伝達等の契約の当事者間で行われる要求や注文、又はベンダ企業の監督の下でユーザ企業がベンダ企業(ベンダ企業側開発メンバ等)に対して提案・助言・説明をする範囲内に収まり、<u>指揮命令には該当しない</u>こととなるはず.



<開発を進める際の基本的な行動>



プロセスの コンセンサス	アジャイル開発の <u>進め方(下記内容)や役割分担について理解し、合意</u> する。
	スクラムチーム(ユーザ、ベンダを含む)内で、各メンバの専門知識や経験に基づき、開発対象プロダクト内容あるいは開発手法等(ビジネスニーズ、ユーザビリティ、技術的実現性、開発規模/期間見積もり、等)に関する情報交換、意見交換等の <u>コミュ</u> ニケーションを自由に行いながら、プロダクトバックログからスプリントバックログを抽出・作成し、合意する。その後、バックログの内容を開発タスク群に分割する。
<u>自律的</u> な ワーク	開発チームの各メンバは、開発ボードに掲示された未着手の開発タスク群のうちから、 自身の得意分野や経験等を考慮しつつ、 <mark>自発的</mark> に1個を選択し、開発を行う。各メン バは開発終了後、同様に、次の開発タスクを選択し、開発を行う。 開発タスクがなくなるまで、あるいはイテレーションの期間が終了するまで、上記を 繰り返す。
例外対応	開発中に問題が生じた場合には、スクラムチーム内で話し合い、その解決に努める。 チーム内での解決が困難と判明した場合には、上位会議体にエスカレーションする。

内容



- 1. 背景: DXの推進
- 2. モデル取引・契約書の構成
- 3. 想定するアジャイル開発
- 4. 契約書のひな型
- 5. おわりに



- ・<u>DX推進</u>の核となる情報システムの開発では、仮説 検証型のアジャイル開発が有効
- ・ユーザ企業・ベンダ企業双方がアジャイル開発の特徴を理解した上で、価値の高いプロダクトの開発を目指して、<u>両者が緊密に協働</u>しながら適切に開発を進めることが重要
- ・2020年3月にIPAが公開した,<u>アジャイル開発版</u> <u>「情報システム・モデル取引・契約書」</u>を紹介
- ・<u>準委任</u>契約, <u>スクラム</u>前提, 契約書本体・別紙及 び進め方の指針の3部構成, 等が特徴

デジタルプラクティス:DX・アジャイル開発関連特集号 PA

情報処理学会 <u>デジタルプラクティス</u> Vol.11 No.2 (通巻第42号)

2020@4H15H7

特集「DXを推進する俊敏なシステム開発・運用 ーアジャイルにつなぐビジネスとICT―」

★ 「DXを推進する俊敏なシステム開発・運用-アジャイルにつなぐビジネスとICT-1 特集号について 山下博之,藤瀬哲朗

【特集号招待論文】

- ▶ エンタープライズ領域のアジャイル開発の課題―アジャイル開発がもたらす意思決定プロセスの変化― 鈴木雄介
- ▶ 組織的なアジャイル開発活用の施策とその推進役の育成 ―コニカミノルタの施策に基づいて考える― 藤井 拓, 中原慶
- ➤ アジャイル開発によるMaaSの実現 佐藤義永,仲井雄大,吉田大樹,中山吉浩

- ▶ 製造業における生産現場ユーザとAgileに共創する本当に欲しかった社内システムサービス ▶ 大規模レガシーシステムのモダナイゼーション手法―ウォーターフォールとアジャイルを融合します。 リッドアジァイル"手法の確立- 松村俊哉, 小原由紀夫
- ▶ デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進のための人材、組織、プロジェクト体制~伝統的性 ける組織文化と人材の育成~ 成迫剛志
- ▶ モールを用いたプログラミングによるアジャイルマインドの学習プロ特集 干砂粒を推進する修敏なジステム開発。運用 的理解— 田中貴子, 斎藤 忍 ─アジャイルにつなぐビジネスと ICT─」

<座談会>アジャイル開発の理解を深めつつ契約の仕組みとモデルを整える 秦泉寺久美、高岡詠子、平岡 敦 司会 藤瀬哲朗,山下博之

【特集号投稿論文(第43号掲載)】

▶ 複数プロダクトのエンタープライズアジャイル開発方法の提案と実践 田中優之、青山幹雄

デジタルプラクティス編集委員会

https://www.ipsi.or.jp/dp/contents/publication/42/S1102-index.html

©2020 IPA, Japan 2020-10-16 JFPUG総会 40

アジャイル契約関連記事の紹介(1/2)



<座談会>

アジャイル開発の理解を深めつつ契約の仕組みとモデルを整える秦泉寺久美,高岡詠子,平岡 敦 司会 藤瀬哲朗,山下博之

日本でアジャイル開発が期待したほど普及していない原因の1つとして、契約にかかわる問題が挙げられる。日本では、IT人材の所属割合がIT企業が72%に対しユーザ企業が28%と、米国等の欧米主要国に比べてIT企業所属の比率がかなり高いことから、ITシステム開発では契約の締結を避けられない。しかし、アジャイル開発には従来のウォーターフォール型開発における契約の仕組みをそのまま適用することはできない。そのため、多くの企業等では、アジャイル開発は社内での試行にとどまり、本格的な導入には至っていないのが現状である。そこで、本特集における掲載論文を補完するために、アジャイル開発の契約に焦点を当て、その問題に取り組む実務者や研究者等が集まり、意見交換を行った。

アジャイル契約関連記事の紹介(2/2)



アジャイル開発版「情報システム・モデル取引・契約書」

~ユーザ/ベンダ間の緊密な協働によるシステム開発で、DXを推進~2020年3月31日公開

独立行政法人情報処理推進機構(IPA) 社会基盤センター

https://www.ipa.go.jp/ikc/reports/20200331_1.html

アジャイル開発のソフトウェアモデル契約2020.6.7版公開 情報処理学会「情報処理に関する法的問題」研究グループ(LIP)

http://www.ipsj.or.jp/sig/lip/html

NTT研究所における契約事例

秦泉寺 久美: 準委任契約はアジャイル開発を促進できるか -アジャイル開発導入に躊躇する発注側の課題-

情報処理学会誌「情報処理」, Vol.61, No.6, 2020-05-15

Welcome to Agile Japan 2020



第3回 10月30日(金) 16:00~17:30

アジャイル開発契約のあるべき姿とは? ~IPSJ/LIPチームとIPA/経産省チームの試み~

高岡 詠子 氏 山下 博之 氏 梅本 大祐 氏 市毛 由美子 氏 平岡 敦 氏 木下 史彦 氏

〈セッション概要〉

アジャイル開発における準委任型ベースのモデル契約書が、今年3月以降に「IPAのモデル取引・契約書見直し検討部会 DX対応モデル契約見直し検討WG」と「情報処理学会情報処理に関する法的問題研究グループ(LIP)」より公開されました。今回は両者の検討メンバから各々のモデル契約書のポイントと共通点や相違点の比較をご紹介します。後半ではみなさまからの質問を受け、検討に関わったメンバから回答するパネルディスカッションを行います。

https://2020.agilejapan.jp/#pre-03



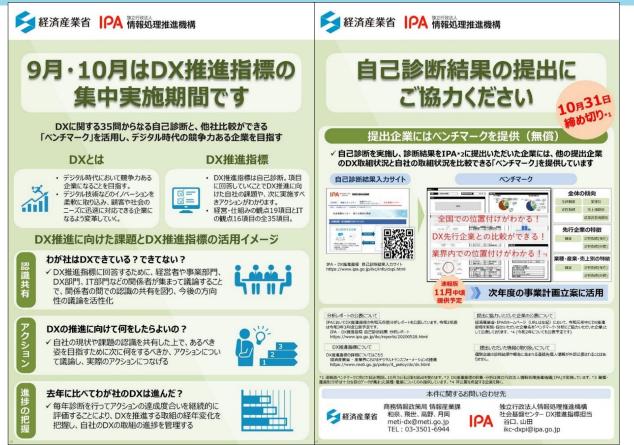
ご清聴、ありがとうございました

https://www.ipa.go.jp/ikc/index.html

DX推進指標 集中実施期間



- 9月・10月はDX推進指標の集中実施期間。
- 10月中に自己診断結果を提出した企業には11月中にベンチマーク(速報版)を 提供。次年度の事業計画立案に活用可能。





(参考) アジャイルソフトウェア開発宣言



https://agilemanifesto.org/iso/ja/manifesto.html



私たちは、ソフトウェア開発の実践 あるいは実践を手助けをする活動を通じて、 よりよい開発方法を見つけだそうとしている。 この活動を通して、私たちは以下の価値に至った。

プロセスやツールよりも**個人と対話**を、 包括的なドキュメントよりも**動くソフトウェア**を、

契約交渉よりも**顧客との協調**を、

計画に従うことよりも**変化への対応**を、

価値とする。すなわち、左記のことがらに価値があることを認めながらも、私たちは右記のことがらにより価値をおく。

Kent Beck
Alistair Cockburn
James Grenning
Ron Jeffries
Robert C. Martin
Jeff Sutherland

Mike Beedle
Ward Cunningham
Jim Highsmith
Jon Kern
Steve Mellor
Dave Thomas

Arie van Bennekum Martin Fowler Andrew Hunt Brian Marick Ken Schwaber

© 2001, 上記の著者たち この宣言は、この注意書きも含めた形で全文を含めることを条件に自由にコピーしてよい。